#### 大阪市教育委員会バナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 大阪市教育委員会ホームページ及び大阪市教育委員会所管施設のホームページ(以下「大阪市教育委員会所管ホームページ」と記述。)にバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市教育委員会広告掲載要領」に規定する事項のほか、大阪市ウェブアクセシビリティ方針により、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 JIS X 8341-3:2010 の各達成基準を満たすため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

#### (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

#### (GIF アニメ)

第3条 GIF アニメを用いる場合は、ウェブアクセシビリティを確保するとともに、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする
- (2) 画面全体または画面の一部を1秒間に3回より多く点滅させない
- (3) 画面内の表示内容が変化する場合は、5秒経過したら静止させる

# (大阪市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が大阪市教育委員会所管ホームページのコンテンツの 一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 大阪市教育委員会所管ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 教育や図書館を連想させる分野において、一般的な表現を用いるなど、利用者が大阪市の事業であると錯誤しやすいもの

## (色調)

第5条 文字の色と背景の色のコントラスト (明度差) は、コントラスト比 4.5:1以上を確保する。また、背景に模様のある画像や写真の使用など、デザインの関係上コントラスト比の確保が困難な場合は、文字の周囲を背景とのコントラスト比が確保された色で囲むなど、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

# (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

# 附則

本ガイドラインは平成19年2月1日から施行する。

### 附則

本ガイドラインは平成26年3月1日から施行する。